

令和3年1月14日

## 緊急事態宣言の再発令に伴う実施体制について

日頃は当センターをご利用賜り、誠にありがとうございます。

令和3年1月13日、大阪府にて緊急事態宣言が再発令されました。

当センターの対応といたしまして、現時点では、適切な感染防止策を徹底したうえで、通常どおり保険診療および健康診断を実施させていただきます。

来所される皆さまにおかれましては、引き続きマスクの着用や手指消毒等の感染防止策にご協力をお願い申し上げます。

また、以下に該当される方は感染拡大防止のため、受診をお控えください。

- ・受診日当日時点、発熱・倦怠感等、体調が優れない方
- ・2週間以内に発熱等の症状があった方
- ・2週間以内に諸外国への渡航歴がある方
- ・新型コロナウイルス陽性者との濃厚接触者となり、待機期間中の方

大阪府医師会保健医療センター

TEL : 06-6768-1450

FAX : 06-6764-5006